証明日	西暦		年	月	日
事業所名					
代表者名					
所在地					
電話番号		_		_	
担当者名					
記載者連絡	先	_			

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目				記	載欄			
	~	□ 農業·林業 □		鉱業・採石業・研	沙利採取業	□建設業□	製造業	□ 電気	・ガス・熱供給・水道業
1		□ 情報通信業 □	運輸業・郵便業 □	卸売業・小売	業	□ 金融業・保険業		□ 不動	b産業·物品賃貸業
	業種	□ 学術研究·専門·技術	fサービス □	宿泊業・飲食+	サービス業	□ 生活関連サーは	ごス業・娯楽業		医療•福祉
		□ 教育·学習支援業	□ 複合サービス	事業 □ 公務	务	□ その他()
	フリガナ								<u> </u>
2	本人氏名						生年月日		年 月 日
			期間				<u> </u>		7 1
3	雇用(予定)期間等	□ 無期 □ 有期 (∮	- 別 间 無期の場合は雇用開始	日のみ)	年	月日	~	年 月	日
4	本人就労先事業所	名称							
		住所							
5	雇用の形態	□ 正社員 □ パー	~・アルバイト □	派遣社員 🗆] 契約社員	□ 会計年度任用	職員 □ 非常	'勤·臨時職員	□ 役員
J		□ 自営業主 □ 自営	業専従者 □	家族従業者	□ 内職	□ 業務委託	□ その他()
		月火水水土金	土 日 祝日	合計	月間	時間	4	(うち休憩時間	分)
				時間	刀间	中寸[日]	73	(フ51体思吁旧)))
	就労時間	一月当たりの就労日	数月間	日	一週当た	こりの就労日数	週間	日	
	(固定就労の場合)	平日時	分	~	時	分(うち	休憩時間	分)	
6		土曜時	分	~	時	分(うち	休憩時間	分)	
		日祝 時	分	~	時	分(うち	休憩時間	分)	
		合計時間 □	月間 □ 週間]	時間	分(うち	休憩時間	分)	
	就労時間	就労日数 □	月間 □ 週間]	日				
	(変則就労の場合)	主な就労時間帯	時	分 ~	時	分 (jt	休憩時間	分)	
	±1, 1)/ /	・シフト時間帯						177	
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月日年	月	年月	年	月	年月	年	月
		日/月	時間/月	Π.	/月	時間/月	日/	/月	時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定 □ 取得				t-			
	7,4XN 7 7,22 8 0	期間 年	月	日	~	年	月	日	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む 産休・育休以外の休業の 取得	□ 取得予定 □ 取得			<i>t</i> - 1				
		期間 年	月日			日	- 7 C ///		,
10		□ 取得予定 □ 取得		<u> </u>	介護休業		□ その他()
		期間 年	月 日	~		月日			
11	復職(予定)年月日	□復職予定□復職		年	月	B		4 0	
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□ 取得予定 □ 取得	P	期間	年	月日	~	年 月	日
		主な就労時間帯・シフト時間帯	時	分 ~	時	分(うち	休憩時間	分)	
10	保育士等としての勤務実 態の有無								
13		□ 有 □ 有(予定)	□ 						
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□ 有 □ 有(予定)	□無 □未定	?					
				-					
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可 □ 可(予定)	口否						
16	育休延長可否	□ 可 □ 可(予定)	口否						
17	単身赴任期間(予定含む)	年	月日	~		年	月	日	
18	備考欄								
19	保護者記載欄	児童名		生年月日		施設名		利用中 口	申込中(第一希望)
			年	月	日			44707T	小之下(初 仰王/
		児童名		生年月日		施設名		□ 利用中 □	申込中(第一希望)
			年	月	日				
		児童名		生年月日		施設名		- □ 利用中 □	由31 由/第二条组》
			年	月	В				中心中(另一布里)

証明書を記入される方へ

この証明書は、保育所入所事務のために使用するものです。

未記入の箇所がありますと、入所選考等で不利になる場合があります。

訂正箇所に訂正印が押されていないもの、修正液等を使用したものは無効です。

- 1 勤務時間は、休憩時間を含む契約上の正規の時間をご記入ください。
- 2 パートタイム・派遣労働者の育児休業については、「育児休業等に関する法律」に基づき適用される場合にご記入ください。
- 3 「証明者」は就労を証明できる方であれば、必ずしも雇用主でなくても結構です。(例:営業所長、人事担当課長、店長等)
- 4 就労証明書は、鳥栖市ホームページ「【こども育成課】申請書様式ダウンロード」からExcel形式でファイルのダウンロードが可能です。電子媒体で発行される場合は、PDF形式にしたうえで保護者へご送付ください。
- ※本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事務所等にて作成してください。

注意

雇用形態の項目で「自営業(個人事業主)」を選ばれた方は、下記の自営業を証明する書類の中から 提出可能なものを選択し、その写しを就労証明書に添付して提出してください。

自営業を行っている事を確認できる書類

- □税務署に提出する個人事業の開業・廃業等の届出書 □営業許可証
- 口事業所やお店の賃貸借契約書 口確定申告書または源泉徴収票のコピー
- □事業所名が記載された公共料金領収書

証明書を「偽造」「変造(無断作成・改変)」した場合について

保育所等利用申込などの手続きの際に、添付いただく就労証明書等の書類について、押印を省略して提出していただくことが可能となっております。

ただし、申請者自身が偽造、変造(無断作成・改変)した場合は、発行元の押印がない場合であっても「有 印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる 場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、証明書の内容について、発行元に電話確認等を行う場合があります。

押印のない就労証明書等を偽造、変造(無断作成・改変)した場合について

刑法において、

- ○有印私文書偽造罪(刑法第159条1項)は行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合
- ○有印私文書変造罪(刑法第159条2項)は、他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合

にそれぞれ成立する。

就労証明書等係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、

へ ○私電磁的記録不正作出罪(刑法第161条の2第1項)は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合

に成立する。

(参考)

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の拘禁刑 無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金 私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の拘禁刑又は50万以下の罰金